

## 松崎町議会規則第3号

### 松崎町議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松崎町議会議員政治倫理条例（令和7年松崎町条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(就業報告)

第3条 条例第4条の規定による報告は、就業報告書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

(審査の請求等)

第4条 条例第5条に規定する審査請求書（様式第2号）に当該疑いがあることを証する資料等（以下「疎明資料等」という。）を添え、提出するものとする。

2 前項に規定する疎明資料等とは、条例第2条第2項及び第3条に違反する疑いがあることを客観的に判断できる資料等（書類又は映像記録、音声記録、会議録等）とする。

(審査請求書の補正)

第5条 前条に規定する審査請求書類に不備がある場合には、議長は相当の期間を定め、審査請求者にその補正を審査請求補正要求書（様式第3号）により行うものとする。

(審査請求の却下)

第6条 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求却下通知書（様式第4号）により当該審査請求を却下するものとする。

(1) 条例第2条第2項及び第3条各号の規定に違反しないことが明らかなきとき。

(2) 審査請求可能期間後に行われたとき。

(4) 前条の規定による補正が行われなかったとき。

2 議長は、前項の規定により却下をしたときは、理由を付して、その旨を審査請求者に通知しなければならない。

(審査結果の報告)

第7条 条例第10条第1項の規定による報告は、審査結果報告書（様式第5号）により行うものとする。

（審査結果の通知）

第8条 条例第10条第2項の規定による審査結果の通知は、審査結果通知書（様式第6号）により行うものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

松崎町議会議長 様

松崎町議会議員

就 業 報 告 書

松崎町議会議員政治倫理条例第4条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 自ら事業を営んでいる場合

屋号	所在地	職種	役職	事業開始 (就任)日	事業休止 (辞職)日

2 法人等の取締役等に就いている場合

法人等の 名称	所在地	業種	役職	就任日	辞職日

様式第2号（第4条第1項関係）

年 月 日

松崎町議会議長 様

審査請求代表者  
松崎町議会議員

審 査 請 求 書

松崎町議会議員政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり審査を請求します。

記

審査対象議員の 氏名	
政治倫理条例に 違反する疑いがある事由	【具体的内容】
審査請求者署名欄	
議員氏名	署名年月日

添付書類：疎明資料

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

松崎町議会議長

審査請求補正要求書

年 月 日付けで提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があるため、松崎町議会議員政治倫理条例施行規則第5条の規定により補正を求めます。

なお、下記の期日までに補正が行われない場合には、松崎町議会議員政治倫理条例施行規則第6条第1項の規定に基づき、当該審査請求を却下することあります。

記

1 補正を求める内容

2 理由

3 補正の期日

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

松崎町議会議長

審査請求却下通知書

年 月 日付けで提出のあった審査請求は、松崎町議会議員政治倫理条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により却下します。

記

却下の理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

松崎町議会議長 様

松崎町議会議員政治倫理審査会

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付け 第 号で審査の付託を受けたことについて、松崎町議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 審査対象議員の氏名
- 2 違反する疑いのある政治倫理基準
- 3 違反する疑いの内容
- 4 審査の結果

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

松崎町議会議長

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付けで請求のあった審査請求について、松崎町議会議員政治倫理審査会における審査が終了したので、松崎町議会議員政治倫理条例第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 審査対象議員の氏名
- 2 違反する疑いのある政治倫理基準
- 3 違反する疑いの内容
- 4 審査の結果

※審査結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対して意見書を提出することができます。